

全国地方職員福利厚生協議会 団体地方公務員賠償責任保険

よくある質問 <目次>

※質問をクリックすると、該当の箇所に移動します。

団体地方公務員賠償責任保険の概要

Q 1 **【保険の概要】** 団体地方公務員賠償責任保険とはどういう保険ですか。

保険の新規申込み手続

Q 2 **【保険の加入要件】** 団体地方公務員賠償責任保険に加入したいのですが、加入要件はありますか。

Q 3 **【保険の新規加入の申込方法】** 登録団体の構成員であり、地方公務員賠償責任保険に新規加入したいのですが、申込方法を教えてください。

Q 4 **【加入者さま専用ページ（マイページ）でできること】** インターネットで加入申込をした際に作成される加入者さま専用ページ（マイページ）では、どんなことができますか。

Q 5 **【加入者さま専用ページ（マイページ）の登録方法】** 数年前に書面申込でこの保険に加入し、毎年更新を続けてきたので、加入者さま専用ページ（マイページ）を持っていません。マイページの登録はどのようにすればよいですか。

保険の更新・変更手続

Q 6 **【保険の加入内容に変更のない場合】** 団体地方公務員賠償責任保険に加入していますが、加入内容に変更がない場合、9月満期時の更新手続はどうすればよいですか。

Q 7 **【保険の加入内容に変更がある場合】** 団体地方公務員賠償責任保険に加入していますが、加入内容に変更がある場合、9月満期時の更新手続はどうすればよいですか。

退職時以外の保険の脱退手続

Q 8 **【契約を更新せず、9月満期で脱退したい場合】** 団体地方公務員賠償責任保険に加入してきました。まだ退職しませんが、職場が変わり職務内容も変わったので契約を更新せず、9月満期で脱退したい場合はどうすればよいですか。

Q 9 **【9月満期前に中途脱退したい場合】** 団体地方公務員賠償責任保険に加入してきました。まだ退職しませんが、4月に職場が変わり職務内容も変わったので、9月満期前で中途脱退したい場合はどうすればよいですか。

退職時の保険の脱退・継続手続

- Q 1 0 **【退職後、再任用職員にならないので、保険を脱退したい場合】** 団体地方公務員賠償責任保険に加入して毎年更新してきました。3月31日で退職（定年退職又は任意退職（定年前退職））し、その後は再任用職員にならないので保険を脱退したいと思います。手続はどうすればよいですか。
- Q 1 1 **【保険期間について】** 団体地方公務員賠償責任保険に加入して毎年更新してきました。来年の3月31日で退職（定年退職又は任意退職（定年前退職））し、その後は再任用職員にならない予定なので、今年9月1日から来年の3月31日までを保険期間とする契約はできないのでしょうか。
- Q 1 2 **【退職後、再任用職員になり、登録団体の構成員資格があるので、保険を継続したい場合】** 団体地方公務員賠償責任保険に加入して毎年更新してきました。3月31日で退職後、引き続き4月1日から当該自治体の再任用職員となりました。登録団体の構成員資格は引き続きあるので、保険を継続したいと思います。手続はどうすればよいですか。
- Q 1 3 **【退職後、再任用職員になり、登録団体の構成員資格はあるが、保険を脱退したい場合】** 団体地方公務員賠償責任保険に加入して毎年更新してきました。3月31日で退職後、引き続き4月1日から当該自治体の再任用職員になりました。登録団体の構成員資格は引き続きありますが、保険は脱退したいと思います。手続はどうすればよいですか。
- Q 1 4 **【退職後、再任用職員になり、登録団体の構成員資格がなくなる場合】** 団体地方公務員賠償責任保険に加入して毎年更新してきました。3月31日で退職後、引き続き4月1日から当該自治体の再任用職員となりました。その結果、登録団体の構成員資格がなくなる場合、保険はどうなるのでしょうか。また、手続はどうすればよいですか。
- Q 1 5 **【定年退職後、再任用職員になり保険を継続してきたが、今回、再任用職員を終了したので、保険を脱退したい場合】** 数年前の3月31日で定年退職後、引き続きその4月1日から当該自治体の再任用職員になり、団体地方公務員賠償責任保険を継続してきましたが、この3月31日で再任用職員を終了したので、保険を脱退したいと思います。手続はどうすればよいですか。

団体地方公務員賠償責任保険の概要

Q 1 【保険の概要】

団体地方公務員賠償責任保険とはどういう保険ですか。

A 1

- この保険は、地方公務員（首長を含む）が行った公務に起因して保険期間中に損害賠償請求や訴訟提起がなされた場合に、ご加入者が個人で負担する法律上の損害賠償金や争訟費用（弁護士費用、訴訟費用など）について保険金をお支払いする保険です。
- 詳細は、アルプスカード株式会社のホームページ内の「団体地方公務員賠償責任保険」のページに掲載しております当該保険のパンフレット、チラシをご覧ください。

保険の新規申込み手続

Q 2 【保険の加入要件】

団体地方公務員賠償責任保険に加入したいのですが、加入要件はありますか。

A 2

- 団体地方公務員賠償責任保険に加入するためには、お客様が、全国地方職員福利厚生協議会（保険契約者）（以下「協議会」という。）に登録している団体（地方自治体、職員互助会、職員厚生会など）（以下「登録団体」という。）の構成員であることが必要です。
- お客様が登録団体の構成員かどうかご不明の場合は、登録団体の担当部署（福利厚生担当部署など）にお問い合わせください。（協議会にお問い合わせいただければ、所属地方自治体に登録団体があるかどうか、担当部署はどこかについてお答えいたします。）
- 加入対象職種としては、特別職（都道府県知事、市区町村長など）又は一般職の地方公務員が対象です。都道府県及び市区町村の議会議員、警察職員はご加入いただけません。

Q 3 【保険の新規加入の申込方法】

登録団体の構成員であり、地方公務員賠償責任保険に新規加入したいのですが、申込方法を教えてください。

A 3

- 団体地方公務員賠償責任保険に新規加入する場合は、インターネットでの手続きが必要となります。

パソコンやスマートフォンで、アルプスカード株式会社のホームページ
(<http://alpscard.co.jp>) 内の「団体地方公務員賠償責任保険」のページ、または下記の二次元コードか URL へのアクセスにより、損保ジャパンの「団体地方公務員賠償責任保険手続きサービス」のページからお申込みください。

必要に応じて、このページの最下段の「よくあるお問い合わせ」もご覧ください。

- 保険期間は9月1日午後4時から1年間で、7月4日から8月31日までの間にお申しいただくことができます。

(なお、11月から翌年4月までの間は、中途加入の申込みが可能です。中途加入の場合の保険期間は、加入手続き日の翌月1日から9月1日の午後4時までとなります。)

- 保険料の支払は保険加入後になりますが、支払方法等につきましては登録団体の担当者にご確認ください。

インターネットでの手続きはこちらから



二次元コード

URL:<https://www.alpscard.co.jp/koumuinhoken/>

Q 4 【加入者さま専用ページ（マイページ）でできること】

インターネットで加入申込をした際に作成される加入者さま専用ページ（マイページ）では、どんなことができますか。

A 4

- インターネットでの保険の加入申込みを完了されると、「加入者さま専用ページ」（マイページ）がウェブ上に作成されます。
- マイページでは加入内容の確認、加入者証の閲覧・印刷、パンフレット・約款の閲覧ができます。
- 加入内容を変更する場合や9月満期脱退する場合については、マイページから手続きを行って

いただくこととなります。

- ・ 住所、氏名、電話番号、所属部署については、通年（6月、9月を除く）で変更可
- ・ 加入型(補償プラン)、職員番号、勤務先自治体名については、更新手続期間（7月4日から8月31日まで）のみ変更可

Q 5 【加入者さま専用ページ（マイページ）の登録方法】

数年前に書面申込でこの保険に加入し、毎年更新を続けてきたので、加入者さま専用ページ（マイページ）を持っていません。マイページの登録はどのようにすればよいですか。

A 5

- 7月にお送りした「満期・更新手続きのご案内」に「加入者さま専用ページ」（マイページ）の登録方法について掲載していますので、そちらを御覧いただきご登録をお願いいたします。
- 上記A 4に掲載したように、マイページは各種手続きにご利用いただけますので、更新手続き時に、加入内容に変更のない方も、この機会にご登録をお願いいたします。

保険の更新・変更手続

Q 6 【保険の加入内容に変更のない場合】

団体地方公務員賠償責任保険に加入していますが、加入内容に変更がない場合、9月満期時の更新手続はどうすればよいですか。

A 6

- 7月にお送りした「満期・更新手続きのご案内」（封筒）に記載されている加入内容をご確認ください。
- 加入内容に変更がない場合は手続不要で、現在の加入内容で自動更新となります。

※加入内容を変更する場合はA7を参照ください。

Q 7 【保険の加入内容に変更がある場合】

団体地方公務員賠償責任保険に加入していますが、加入内容に変更がある場合、9月満期時の更新手続はどうすればよいですか。

A 7

- 加入内容を変更する場合は、インターネットで手続が必要です。

「加入者さま専用ページ」(マイページ) から、更新手続期間(7月4日から8月31日まで)に手続してください。

- ・ 住所、氏名、電話番号、所属部署については、通年(6月、9月を除く)で変更可ですが、既に変更があった事項については、更新手続期間(7月4日から8月31日まで)に変更をお願いいたします。
- ・ 加入型(補償プラン)、職員番号、勤務先自治体名については、更新手続期間(7月4日から8月31日まで)のみ変更可です。

退職時以外の保険の脱退手続

Q 8 【契約を更新せず、9月満期で脱退したい場合】

団体地方公務員賠償責任保険に加入してきました。まだ退職しませんが、職場が変わり職務内容も変わったので契約を更新せず、9月満期で脱退したい場合はどうすればよいですか。

A 8

- ご契約を更新せず、9月満期脱退する場合は、インターネットで手続が必要です。

「加入者さま専用ページ」(マイページ) から、更新手続期間(7月4日から8月31日まで)に、9月満期脱退の手続を行ってください。

Q 9 【9月満期前に中途脱退したい場合】

団体地方公務員賠償責任保険に加入してきました。まだ退職しませんが、4月に職場を変わり職務内容も変わったので、9月満期前に中途脱退したい場合はどうすればよいですか。

A 9

- 9月満期前に中途脱退したい場合は、インターネットでの手続はできません。
- 登録団体の担当者に申し出てください、担当者からお渡りする「解約依頼書兼返戻金振込口座指図書」により、手続を行ってください。
後日、未経過期間の月割保険料をご指定の口座に返戻します。

退職時の保険の脱退・継続手続

Q10【退職後、再任用職員にならないので、保険を脱退したい場合】

団体地方公務員賠償責任保険に加入して毎年更新してきました。3月31日で退職（定年退職又は任意退職（定年前退職））し、その後は再任用職員にならないので保険を脱退したいと思いますが、手続はどうすればよいですか。

A10

- 9月満期脱退する場合は、退職前の保険加入中の行為について満期日から5年以内に損害賠償請求があった場合も保険対象となる「5年間の延長補償特約」が自動的につきますので、9月満期脱退をおすすめします。
- この9月満期脱退の場合、お客様が所属している登録団体の担当者が該当者の皆様の満期脱退の手続を一括して行いますので、お客様自身の手続は不要です。
- もし、9月満期前に中途脱退したい場合は、登録団体の担当者に申し出ていただき、担当者からお渡しする「解約依頼書兼返戻金振込口座指図書」により、手続を行ってください。
後日、未経過期間の月割保険料をご指定の口座に返戻します。

ただし、この場合は、上記でご説明した「5年間の延長補償特約」がつきません。

Q11【保険期間について】

団体地方公務員賠償責任保険に加入して毎年更新してきました。来年の3月31日で退職（定年退職又は任意退職（定年前退職））し、その後は再任用職員にならない予定なので、今年9月1日から来年の3月31日までを保険期間とする契約はできないのでしょうか。

A11

- 団体地方公務員賠償責任保険の保険期間は、9月1日午後4時から1年間で、1年未満の保険期間の設定はありません。
- もし、今回は契約更新して、来年の9月満期前に中途脱退したい場合は、登録団体の担当者に申し出ていただき、担当者からお渡しする「解約依頼書兼返戻金振込口座指図書」により、手続を行ってください。
後日、未経過期間の月割保険料をご指定の口座に返戻します。

ただし、この場合は、上記でご説明した「5年間の延長補償特約」がつきません。

Q12【退職後、再任用職員になり、登録団体の構成員資格はあるので、保険を継続したい場合】

団体地方公務員賠償責任保険に加入して毎年更新してきました。3月31日で退職後、引き続き4月1日から当該自治体の再任用職員となりました。登録団体の構成員資格は引き続きあるので、保険を継続したいと思います。手続はどうすればよいですか。

A12

- 加入内容に変更がない場合は、手続不要で、現在の加入内容で自動更新となります。
- 加入内容を変更する場合は、インターネットで手続が必要です。
「加入者さま専用ページ」(マイページ)から、更新手続期間(7月4日から8月31日まで)に手続してください。
 - ・ 住所、氏名、電話番号、所属部署については、通年(6月、9月を除く)で変更可ですが、既に変更があった事項については、更新手続期間(7月4日から8月31日まで)に変更をお願い申し上げます。
 - ・ 加入型(補償プラン)、職員番号、勤務先自治体名については、更新手続期間(7月4日から8月31日まで)のみ変更可です。

Q13【退職後、再任用職員になり、登録団体の構成員資格はあるが、保険を脱退したい場合】

団体地方公務員賠償責任保険に加入して毎年更新してきました。3月31日で退職後、引き続き4月1日から当該自治体の再任用職員になりました。登録団体の構成員資格は引き続きありますが、保険は脱退したいと思います。手続はどうすればよいですか。

A13

- 9月満期脱退する場合は、退職前の保険加入中の行為について満期日から5年以内に損害賠償請求があった場合も保険対象となる「5年間の延長補償特約」が自動的につきますので、9月満期脱退をおすすめします。
- ご契約を更新せず、9月満期脱退する場合は、インターネットで手続が必要です。
「加入者さま専用ページ」(マイページ)から、更新手続期間(7月4日から8月31日まで)に、9月満期脱退の手続を行ってください。
- もし、9月満期前に中途脱退したい場合は、登録団体の担当者に申し出ていただき、担当者からお渡しする「解約依頼書兼返戻金振込口座指図書」により、手続を行ってください。
後日、未経過期間の月割保険料をご指定の口座に返戻します。

ただし、この場合は、上記でご説明した「5年間の延長補償特約」がつきません。

Q14【退職後、再任用職員になり、登録団体の構成員資格がなくなる場合】

団体地方公務員賠償責任保険に加入して毎年更新してきました。3月31日で退職後、引き続き4月1日から当該自治体の再任用職員となりました。その結果、登録団体の構成員資格がなくなる場合、保険はどうなるのでしょうか。また、手続はどうすればよいですか。

A14

- 登録団体の構成員資格がなくなる場合は、9月満期以後は保険契約を更新し継続することはできません。
- 9月満期脱退する場合は、退職前の保険加入中の行為について満期日から5年以内に損害賠償請求があった場合も保険対象となる「5年間の延長補償特約」が自動的につきますので、9月満期脱退をおすすめします。
- この9月満期脱退の場合、お客様が所属している登録団体の担当者が該当者の皆様の満期脱退の手続を一括して行いますので、お客様自身の手続は不要です。
- もし、9月満期前に中途脱退したい場合は、登録団体の担当者に申し出てください、担当者からお渡しする「解約依頼書兼返戻金振込口座指図書」により、手続を行ってください。
後日、未経過期間の月割保険料をご指定の口座に返戻します。

ただし、この場合は、上記でご説明した「5年間の延長補償特約」がつきません。

Q15【定年退職後、再任用職員になり保険を継続してきたが、今回、再任用職員を終了したので、保険を脱退したい場合】

数年前の3月31日で定年退職後、引き続きその4月1日から当該自治体の再任用職員になり、団体地方公務員賠償責任保険を継続してきましたが、この3月31日で再任用職員を終了したので、保険を脱退したいと思います。手続はどうすればよいですか。

A15

- 9月満期脱退する場合は、再任用職員としての保険加入中の行為について満期日から5年以内に損害賠償請求があった場合も保険対象となる「5年間の延長補償特約」が自動的につきますので、9月満期脱退をおすすめします。
- この9月満期脱退の場合、お客様が所属している登録団体の担当者が該当者の皆様の満期脱

退の手続を一括して行いますので、お客様自身の手続は不要です。

- もし、9月満期前に中途脱退したい場合は、登録団体の担当者に申し出ていただき、担当者からお渡しする「解約依頼書兼返戻金振込口座指図書」により、手続を行ってください。

後日、未経過期間の月割保険料をご指定の口座に返戻します。

ただし、この場合は、上記でご説明した「5年間の延長補償特約」が付きません。

取扱代理店

アルプスカード株式会社

[TEL:03-6550-8203](tel:03-6550-8203)

〒100-0011 東京都千代田内幸町2-1-1 飯野ビル11階

SJ25-03642 (2025/06/27)